

平成24年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市立社会福祉センター			
導入年月日	平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日		
指定管理者	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会	市所管課	健康福祉部地域福祉推進課、同部障害支援課		
指定管理料(24年度予算/23年度決算)	35,196,000円 / 33,381,121円			総合評価	
シート項目	基本項目	①条例・基本協定書等に準拠して適正にセンター(福祉作業所・集会施設)を運営している。 ②開館時間等利用者の便宜に十分こたえている。 ③障害者に優しいトイレに改装するなど配慮が見られる。施設の古い分利用者の安全・利用上の快適性を配慮している。			A
	事業運営	①専門資格者を配置している。また将来の福祉士等の受験生の実地研修にも協力している。 ②個人情報保護に関する配慮も十分なされている。 ③自主事業として、市民の寄附等による「大古本市」を実施し収益的にも多大な貢献ができた。			A
	地域連携	①前記のごとく、実習生の受け入れに多大の貢献をしている。			A
	施設維持管理	①健全になされている。 ②全面禁煙も実施されている。			A
	経費の執行管理	①経理専門担当者は予算的におけないが、系統的に完全に収支が捕捉されている。 ②本部の社会福祉センター扱い分にごくわずかな差異が発生している。			A
	指定管理者	①健全である。一部、会議室の利用料等の報告にひと工夫必要			A
講評等	①条例・協定書に準拠した社会福祉センター(福祉作業所・集会施設)がなされている。 ②設備が建設後時間が経過して古くなっているが、職員の配慮で、清潔で好感度の高い運営がなされている。 ③予算的にも、経理専門の担当者は配属できないが、日々・月々の現金等の入出金が適正に記帳され、月次報告・年次報告に累積で正確に報告されている。 ④市民の寄附による古本を「古本市」として販売し、年間収益の大半を稼ぎ出していると言っても過言ではない。				

平成24年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果